

編集委員長 藤部文昭 様

前略 9月14日に受け付けていたたきました論文Ⅱ・「大気中のCO<sub>2</sub>濃度増は自然現象であった Ⅱ. 関連する事実と理論についての考察」につきまして、現在ご検討いただいているものと存じます。

これに関連いたしまして、論文Ⅰの掲載拒否が裁判になっておりますが、初審、再審において原告側の敗訴となり、現在、最高裁で「憲法23条 学問の自由違反」と「民訴法318条1項 重要な法令違反」として訴訟が係属しております。これを記載した上告理由書と上告受理申立理由書を同封いたします。

今回、提出いたしました論文Ⅱにつきまして、これも私どもの研究の成果でありまして、憲法第23条により保障される研究成果の発表の自由に守られております。従いまして、論文Ⅰのような不幸な経過とならないようにするため、「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」に沿って審査して頂くように希望いたします。

すなわち、著者は、「1. 著者の心得」を遵守いたしますので、査読者には「2. 査読者の役割」にしたがって作業を進めていただき、編集委員会は「3. 編集委員の心得」と「編集作業の流れ」にしたがって論文の掲載について判断くださるようお願いいたします。

なお、「2. 査読者の役割」にあります(査読者が著者の見解に同意できない場合には、論文の掲載後に読者の立場からコメントを短報として投稿して頂き、誌上で議論する方法もあります)によって、査読者に対応していただくよう希望しますが、論文掲載後ではなく、同時掲載という方法もあることを述べたいと思います。

ひとつは、日本物理学会誌で採用した方法(『日本物理学会誌』2010年4月号pp260-269)です。この場合、両者は対等の立場で、互いに相手の論文の詳細な内容をまったく知らないことが前提になっています。従いまして、査読者や編集者以外のこの論文Ⅱの内容を知らない誰かが反論者になっていただくこととなります。

もうひとつの方法は、環境経済・政策学会年報が採用した方法(『地球温暖化への挑戦』(1999)東洋経済新報社pp230-255)で、論文-コメント-リプライの形式をとるものです。この方法については、同書前書きに同学会編集担当常務理事吉田文和氏による解説が書かれていますので参考にさせていただきたく存じます。

最後に、論文Ⅰにつきまして、これと同趣旨の論文(同封したもの)がインターネットに現れていることをお伝えしなければなりません。このどちらが早く査読者付きの論文として採用されるかということで、先取権争いになる可能性があります。

気象学会として、論文Ⅰの学術的価値(①34年間にわたる気温とCO<sub>2</sub>濃度変化率の位相の一致、②CO<sub>2</sub>濃度変化率と気温の34年間にわたる一次関係)についてはお認め頂いているのですから、可能な限り早く掲載を決定して下さるよう要望します。場合によっては、論文Ⅰと論文Ⅱを合体し、ひとつの論文として掲載することも可能かと存じます。

近藤邦明、植田敦